

千葉県告示第635号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、自転車等移動保管手数料収納事務及び自転車駐車場の手数料収納事務を次のとおり委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年8月1日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 委託する相手方 千葉県美浜区高浜4丁目3-4
株式会社 日本環境ビルテック 千葉中央営業所
営業所長 岡田 学

2 委託施設

- (1) 千葉駅東口第2（地下）自転車駐車場
- (2) 千葉駅北口第3自転車駐車場
- (3) 西千葉駅第1自転車駐車場
- (4) 稲毛駅第1自転車駐車場
- (5) 稲毛駅第2自転車駐車場
- (6) 蘇我駅第5自転車駐車場
- (7) 幕張本郷駅第1自転車駐車場
- (8) 海浜幕張駅第2自転車駐車場
- (9) 検見川浜駅第1自転車駐車場
- (10) 稲毛海岸駅第1自転車駐車場
- (11) 末広保管場
- (12) 都賀保管場
- (13) 浜田保管場
- (14) 誉田保管場
- (15) 幕張保管場
- (16) 西千葉保管場

- 3 委託期間 令和4年8月1日から令和7年7月31日まで